(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年
変更年度	令和4年度
計画主体	霧島市

霧島市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担当部署名: 農林水産部農政畜産課所 在 地: 霧島市国分中央三丁目 45-1 電話番号: 0995—64—0910 F A X番号: 0995—64—0944 メールアドレス: nouchiku@city-kirishima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、 アライグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、 スズメ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	霧島市内一円

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数值	
イノシシ	水稲	3, 137 千円	2. 93ha
	豆類 (落花生等)	52 千円	0. 03ha
	飼料作物(イタリアン等)	1, 147 千円	2. 08ha
	野菜 (さといも等)	1,627 千円	0. 49ha
	いも類(さつまいも等)	275 千円	0. 15ha
	合計	6, 239 千円	5. 66ha
シカ	水稲	1, 286 千円	1. 20ha
	飼料作物(牧草等)	985 千円	1. 78ha
	野菜(はくさい等)	401 千円	0. 17ha
	いも類(さつまいも等)	127 千円	0. 06ha
	合計	2, 798 千円	3. 20ha
サル	果樹(くり等)	54 千円	0. 05ha
	野菜(たまねぎ等)	65 千円	0. 03ha
	合計	120 千円	0. 08ha
タヌキ	野菜 (さといも等)	4 千円	0. 00ha
	いも類(さつまいも)	6 千円	0. 00ha
	合計	11 千円	0. 00ha
アナグマ	果樹(くり)	10 千円	0. 01ha
	飼料作物(とうもろこし)	3 千円	0. 00ha
	野菜(さといも)	65 千円	0. 02ha
	いも類(さつまいも等)	13 千円	0. 01ha
	合計	91 千円	0. 04ha
アライグマ	<u> </u>	-	
ノウサギ	<u> </u>		
カラス	果樹(ぶどう等)	452 千円	0. 07ha

	野菜 (はくさい等)	110 千円	0. 05ha
	合計	563 千円	0. 12ha
ヒヨドリ	野菜(きゃべつ)	33 千円	0. 02ha
スズメ	水稲	13 千円	0. 01ha
合計	合計	9,867千円	9. 13ha

- ※四捨五入の関係で計と内訳の計が一致しない場合がある。
- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

◎近年、有害鳥獣の捕獲頭数は増加している傾向で、被害金額等については減少傾向にある。

Oイノシシ

市内全域の山間部を中心に生息しており、水稲の生育期から収穫期にかけての食害や、稲の踏み倒し、他にも豆類や飼料作物、野菜、いも類等への食害も発生している。近年は荒廃農地の増加により鳥獣の生育環境がますます広がっている。また森林の荒廃に伴い平野部の農作物被害の拡大や人家周辺への出没も確認されている。

Oシカ

主に牧園・横川・霧島地区に多く生息しており、水稲・飼料作物・野菜・いも類等への食害が発生している。また林業被害については、苗木の食害や樹木の皮剥ぎによる被害など多く発生している。近年は太陽光発電施設の開発等による森林の減少や荒廃農地や放任果樹の増加などによる生息域の拡大が重なり、ますます人里に出没してくることが懸念される。

Oサル

横川地区を中心に果樹、野菜などへの被害が発生している。最近では 市街地での目撃も報告されており、今後、家庭菜園や人への被害が懸念 される。

○タヌキ

主に山間部に生息しており、野菜、いも類等への被害が発生している。 。最近では、市街地でも被害が発生している。

Oアナグマ

主に山間部に生息しており、果樹、飼料作物、野菜、いも類等への被害が発生している。最近では、市街地でも被害が発生している。

〇アライグマ

過去に、霧島地区で発見されており、鶏への被害が確認されている。 今後、生息数が増加すれば、農作物への被害拡大が懸念される。

Oノウサギ

主に野菜等、樹木関係では苗木の食害が多かったが、近年では被害の 発生は見られない。

〇カラス

市内全域に生息しており、野菜や果樹への被害のほか、市民生活への被害が発生している。

Oヒヨドリ

市内全域に生息しており、被害の程度としてはそれほど大きくはないが、 野菜への被害が継続的に発生している。

Oスズメ

市内全域に生息しており、水稲の出穂期以降に一部の地域で被害の報告があるが、市全体としてはそれほど大きくはない。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)		目標値(令和	6年度)
被害金額	イノシシ	6,239千円	イノシシ	4, 367千円
	シカ	2, 798千円	シカ	1,959千円
	サル	120千円	サル	84千円
	タヌキ	11千円	タヌキ	8千円
	アナグマ	91千円	アナグマ	64千円
	アライグマ	—円	アライグマ	—円
	ノウサギ	—円	ノウサギ	—円
	カラス	563千円	カラス	394千円
	ヒヨドリ	33千円	ヒヨドリ	23千円
	スズメ	13千円	スズメ	9千円
	A =1	0.007.7.17	A =1	0 007 T III
	合計	9,867 千円	合計	6,907 千円
被害面積	イノシシ	5. 66ha	イノシシ	3. 96ha
	シカ	3. 20ha	シカ	2. 24ha
	サル	0. 08ha	サル	0. 06ha
	タヌキ	0. 00ha	タヌキ	0. 00ha
	アナグマ	0. 04ha	アナグマ	0. 03ha
	アライグマ	—ha	アライグマ	—ha
	ノウサギ	—ha	ノウサギ	—ha
	カラス	0. 12ha	カラス	0. 08ha
	ヒヨドリ	0. 02ha	ヒヨドリ	0. 01ha

スズメ	0. 01ha	スズメ	0. 01ha
合計	9. 13ha	合計	6. 39ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

(4) 従来	₹講じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	①鳥獣被害を被った農家から依	新規の捕獲従事者はわずかに
に関す	頼を受けた地元捕獲隊が、わな	増えつつあるも、捕獲隊員の平均
る取組	及び銃器により有害鳥獣捕獲を	年齢は65.9才(R3年度時)と
	実施。	高齢化しており、依然として新規
		の捕獲従事者の確保が課題とな
	《捕獲報奨費の交付実績》	っている。
	国庫事業	
	H30: 8,821,600円	
	R 1 : 11,666,400円	
	R 2 : 12,941,400円	
	市単独事業	
	H30: 6,039,800円	
	R 1 : 8,060,200円	
	R 2 : 11, 310, 800円	
	捕獲報償費単価(市単独)	
	イノシシ 7,000円/頭	
	シカ 5,000円/頭	
	サル 20,000円/頭	
	タヌキ 3,400円/頭	
	アナグマ 3,400円/頭	
	カラス 800円/羽	
	②国の事業を活用し、	
	H30: 無線機イヤホン 64個	
	箱罠(大型) 2基	
	箱罠(中型) 2基	
	箱罠(小型) 19基	
	R 1:電気止め刺し資材 7基	
	箱罠(小型) 11 基	

	R 2 ∶捕獲用玉網	6本
	箱罠(小型)	3 基
	箱罠(大型)	基
	鼻くくり 2	本
	サスマタ 1	本
防護柵	①国庫事業を活用し、侵入	、防止 電気柵等による広域的な侵入
の設置	柵設置を実施	防止柵が設置されているが高齢
等に関	H30:電気柵	化に伴う荒廃農地の増加により
する取	21, 592m×2段	今後の管理体制が懸念される。
組	34, 910m×4段	農家等により、荒廃農地や収
	R 1 : ワイヤーメッシュ柵	穫残さ放置など集落環境整備の
	5, 268m	必要性について話し合い活動を
	電気柵	行い、今後より広域的な侵入防
	17, 278m×2段	止柵設置に取り組む必要がある
	13, 079m×4段	0
	R 2 : ワイヤーメッシュ柵	
	1,650m	
	電気柵	
	7,888m×2段	
	27, 842m×4段	
	②市単独補助事業により電	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	設置を実施。	
	H30:電気柵	
	267m×2段	
	250m×4段	
	R 1:電気柵	
	384m×2段	
	R 2:電気柵	
	242m×2段	
生息環	H30	複数の方法で鳥獣被害対策に
境 管 理	・鳥獣被害対策の周知	関する知識や、個人、集落で行う
その他	(広報誌2回)	寄せ付けない取組等について普
の取組	・姶良・伊佐鳥獣被害対策	研修会 及を実施しており、個人単位では
	(県鳥獣被害対策アドバイ	ザー 対策を行う方が出ているが、集落
	派遣)に農家、関係機関等	と参加 単位ではなかなかできていない
	R 1	のが現状である。今後、集落単位
	・鳥獣被害対策の周知	の普及活動を強化することが必
	(二)	声でもて

要である。

(ラジオ1回、広報誌1回)

- · 鳥獸被害対策研修会 1 回
- ・姶良・伊佐鳥獣被害対策研修会 (県鳥獣被害対策アドバイザー 派遣)に農家,関係機関等と参加 R 2
- ・鳥獣被害対策の周知 (広報誌2回、ラジオ1回)

鳥獣被害の現地確認、事業説明会等の際には、市民に対し鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及を実施。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果 樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

引き続き国の事業を活用しつつ、以下の取り組みを実施

- ① 適正な里山保全や荒廃農地などの集落環境整備等について、集落住民 による話し合い活動の促進を図る。
- ② 農家はもちろんのこと、一般市民に向けた被害防止対策の普及啓発を推進する。
- ② 国や市の被害防止事業を広く周知し、荒廃農地や収穫残さ放置の解消 などの環境整備と併せて、事業実施による被害防止を図る。
- ④ 捕獲隊による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、捕獲隊の高齢化や隊員数の減少に対する措置として主にワナによる捕獲を実施すべく、農家等の免許取得などを支援する。
- ⑤ 平成24年度に設置した鳥獣被害対策実施隊と捕獲隊、関係機関との連携により、捕獲や被害防止対策を効果的に進める。 実施隊については、民間隊員の加入を検討する。
- ⑥ 近隣市町村と協力し広域的な被害軽減策を検討する。
- ⑦ 野生鳥獣の住処となる森林環境を再生・保全するための対策を講じる
- ⑧捕獲隊員減少傾向の中、捕獲活動の効率化を図るため ICT 機器の導入を検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。 (ICT (情報通信技術)機器やGIS (地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。
- 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
- (1)対象鳥獣の捕獲体制

〇霧島市7地	区捕獲隊	239人
【国分地区】	5 6 人	
【隼人地区】	36人	
【溝辺地区】	3 4 人	
【横川地区】	3 1人	
【牧園地区】	4 1 人	
【霧島地区】	20人	
【福山地区】	2 1 人	

既存の猟友会員の中から、有害鳥獣捕獲従事者として選任された者が有害鳥獣の捕獲を行う。

- 〇霧島市鳥獣被害対策実施隊 32人
- (うち、狩猟免許保持者:8人)

実施隊員は市長が指名した市職員32人(R3.4時点)で構成し、被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動を行っている。被害等が発生した場合は、捕獲隊と連携し、捕獲・追い払いなどの対策を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の それぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 4	イノシシ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有
	シカ	害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣
	サル	被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める
	タヌキ	0
	アナグマ	また、個体数調整のための捕獲の推進が図られる

	マニノド	しこ 典学体に基本であれた新取組を担催するした
	アライグ	よう、農家等に対するわな免許取得を促進するとと
	マ	もに、箱罠等を購入し管理、運用を行う。
	ノウサギ	さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくり
	カラス	に向けた研修会の開催、市広報誌やラジオを通して
	ヒヨドリ	の普及啓発や近隣市町と協力した一斉捕獲の取組な
	スズメ	どを行う。
		捕獲報奨金の取組を継続して実施する。
R 5	イノシシ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有
	シカ	害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣
	サル	被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める
	タヌキ	0
	アナグマ	また、個体数調整のための捕獲の推進が図られる
	アライグ	よう、農家等に対するわな免許取得を促進するとと
	マ	もに、箱罠等を購入し管理、運用を行う。 さらに
	ノウサギ	、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた
	カラス	研修会の開催、市広報誌やラジオを通しての普及啓
	ヒヨドリ	発や近隣市町と協力した一斉捕獲の取組などを行う
	スズメ	0
		捕獲報奨金の取組を継続して実施する。
R 6	イノシシ	霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有
	シカ	害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣
	サル	被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める
	タヌキ	0
	アナグマ	また、個体数調整のための捕獲の推進が図られる
	アライグ	よう、農家等に対するわな免許取得を促進するとと
	マ	もに、箱罠等を購入し管理、運用を行う。 さらに
	ノウサギ	、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた
	カラス	研修会の開催、市広報誌やラジオを通しての普及啓
	ヒヨドリ	発や近隣市町と協力した一斉捕獲の取組などを行う
	スズメ	
		 捕獲報奨金の取組を継続して実施する。
		カルス コルンベエー・マード・コエー・フェー・フィルロ ノー・ロー・

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

捕獲実績は、平成30年度は623頭、令和元年度は947頭、令和2年度は1,085頭,令和3年度は1,137頭となっている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われるため,年間捕獲

計画数を1,600頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなによる捕獲を市内全域で実施しているが、捕獲依頼が大幅に増加し、捕獲計画数の1,600頭を超える傾向にあるため、令和4~6年度の捕獲計画数を2,200頭に増頭し、更なる捕獲の強化及び被害の軽減を図る。

② シカ

捕獲実績は、平成30年度は827頭、令和元年度は821頭、令和2年度は819頭となっている。捕獲実績数と推計生息数を考慮して、年間捕獲計画頭数1,200頭としている。捕獲依頼は増加傾向にあり、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数も1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなによる捕獲を溝辺・横川・牧園・霧島地区を中心に実施する。

③ サル

捕獲実績は、平成30年度は3頭、令和元年度は12頭、令和2年度は5頭となっている。横川地区で被害が目立ち、個別による捕獲に加えて囲いわなを設置して大規模な捕獲に努める。また、爆竹等による山への追払いで被害の軽減に努める。年間捕獲計画頭数は50頭とする。

④ タヌキ

捕獲実績は、平成30年度は36頭、令和元年度は61頭、令和2年度は84頭となっている。被害金額、捕獲実績も増えていることから今後の捕獲計画数も300頭とし、わなによる市内全域での捕獲活動を実施する。

⑤ アナグマ

捕獲実績は、平成30年度は290頭、令和元年度は409頭、令和2年度は5 10頭となっている。年間捕獲計画数を1,000頭としており、捕獲依頼が増加傾向で、捕獲実績もあることから、今後の捕獲計画数も1,000頭とし、わなによる市内全域での捕獲活動を実施する。

⑥ アライグマ

過去に、霧島地区で発見されたが、どこの地域にどれほど生息しているか不明であるため、年間捕獲計画頭数は20頭とする

⑦ ノウサギ

平成元年~令和2年は捕獲実績がないが、今後被害発生も危惧されることから、年間捕獲計画数を100羽とする。わなによる市内全域での捕獲活動を実施する。

® カラス

捕獲実績は、平成30年度は50羽、令和元年度は62羽、令和2年度は67 羽となっている。捕獲数や被害は減少傾向にあるものの、今後被害発生 も危惧されることから、年間捕獲計画数を500羽とする。銃器、捕獲箱に より市内全域で捕獲活動を実施する。

9 ヒヨドリ

被害件数が年によって異なるが毎年被害があることから、年間捕獲計

画数を300羽とする。銃器により市内全域で捕獲活動を実施する。

① スズメ

被害件数が横ばい傾向にあることから、年間捕獲計画数を 300 羽とする。銃器により市内全域で捕獲活動を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	2, 200	2, 200	2, 200
ニホンシカ	1, 200	1, 200	1, 200
ニホンサル	50	50	50
タヌキ	300	300	300
アナグマ	1, 000	1, 000	1, 000
アライグマ	20	20	20
ノウサギ	100	100	100
カラス	500	500	500
ヒヨドリ	300	300	300
スズメ	300	300	300

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

実施時期は4月1日~10月31日。狩猟時期は鳥獣保護区に限定して必要に応じて捕獲を実施する。特定猟具使用禁止区域(銃猟禁止区域)では、くくりわな、箱わな等による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該<u>被</u>害防止計 画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する 場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	【国庫事業】	【国庫事業】	【国庫事業】
シカ	電気柵20km	電気柵20km	電気柵20km
	2段イノシシ用10km	2段イノシシ用10km	2段イノシシ用10km
	【4段シカ用 10km】		4段シカ用 10km
	ワイヤーメッシュ柵23km	ワイヤーメッシュ柵10km	ワイヤーメッシュ柵10km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

	1		
対象鳥獣	取組内容		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
イノシシ	今後侵入防止柵	今後侵入防止柵	今後侵入防止柵
シカ	を整備する地区、	を整備する地区、	を整備する地区、
サル	既に整備している	既に整備している	既に整備している
タヌキ	地区について、草	地区について、草	地区について、草
アナグマ	払い、管理道の確	払い、管理道の確	払い、管理道の確
アライグマ	保、地際の補強等	保、地際の補強等	保、地際の補強等
ノウサギ	の必要な指導、助	の必要な指導や助	の必要な指導、助
カラス	言及び設置後の被	言及び設置後の被	言及び設置後の被
ヒヨドリ	害調査を実施する	害調査を実施する	害調査を実施する
スズメ			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記 入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 4	イノシシ	市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」
	シカ	「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組
	サル	に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確
	タヌキ	認、事業説明会等において実施する。
	アナグマ	また被害が出た際にも迅速に対応ができるよ
	アライグマ	う、実施隊隊員の技術知識向上のため、研修会等
	ノウサギ	への積極的な参加や、狩猟免許の取得を促す。
	カラス	
	ヒヨドリ	
	スズメ	
R 5	イノシシ	市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」
	シカ	「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組
	サル	に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確
	タヌキ	認、事業説明会等において実施する。
	アナグマ	また被害が出た際にも迅速に対応ができるよ
	アライグマ	う、実施隊隊員の技術知識向上のため、研修会等
	ノウサギ	への積極的な参加や、狩猟免許の取得を促す。
	カラス	
	ヒヨドリ	
	スズメ	
R 6	イノシシ	市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」
	シカ	「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組
	サル	に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確
	タヌキ	認、事業説明会等において実施する。
	アナグマ	また被害が出た際にも迅速に対応ができるよ
	アライグマ	う、実施隊隊員の技術知識向上のため、研修会等
	ノウサギ	への積極的な参加や、狩猟免許の取得を促す。
	カラス	
	ヒヨドリ	
	スズメ	
	ı	

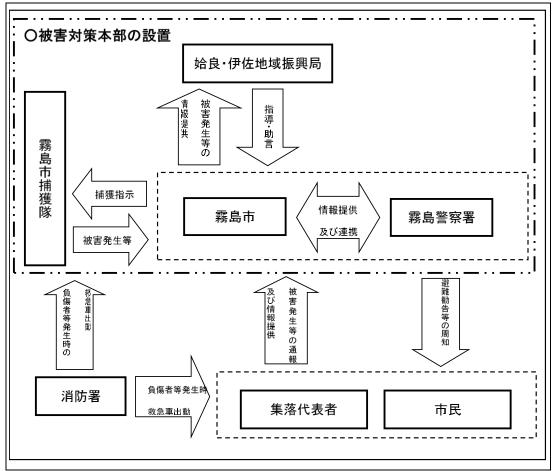
- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
霧島市	・被害対策本部の設置

・人的被害等の情報収集
・市民に対する周知(避難等の勧告)
・関係機関の連絡調整
・捕獲等被害対策の指示(許可)及び実施
・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
・広域での被害防止対策の調整及び協力体制
の構築
・市町村民の安全の確保(避難等の勧告)
・銃器使用の捕獲時の指導及び助言
・市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情
報等の問合せ内容の市への情報提供
・負傷者等発生時の救急車の出動
・加害鳥獣の緊急捕獲
・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報
提供
・霧島警察と捕獲隊の補助
・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報
提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、有害鳥獣捕獲指示書に基づいて適正に処理する。 (焼却、埋没、食用等)

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし
(油脂、骨製品、角	
製品、動物園等で	
のと体給餌、学術	

研究等)

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

- (注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。
- (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の 知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

(1) 励職式に関する事項	
協議会の名称	霧島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
霧島市(農政畜産課)	事務局を担当し、協議会に関する情報収
	集、提供及び被害防止技術指導、情報提供
	を行う。
あいら農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止及
めいり辰未励问他日	び営農(技術)指導、情報提供を行う。
鹿児島県農業共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
姶良東部森林組合	山林での被害状況の把握及び情報提供を
姶良西部森林組合	行う。
北姶良森林組合	
 環境省えびの管理官事務所	捕獲等実施に対する自然保護の立場か
環境省えびの自建日事務所	らの助言を行う。
霧島市捕獲隊(国分地区捕獲	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施・
隊・隼人地区捕獲隊・溝辺地	施策に対する現場からの助言を行う。
区捕獲隊・横川地区捕獲隊・	
牧園地区捕獲隊・霧島地区捕	
獲隊・福山地区捕獲隊)	
姶良・伊佐地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止
70 区区地域派共同	技術指導及び情報提供を行う。
霧島警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安
物 山 言 尔 伯	全対策指導を行う。
一般財団法人	環境面の現状報告、里山保全や集落環境
鹿児島県環境技術協会	整備等の助言を行う。

霧島市自治公民館連絡協議会 |各集落からの意見・連絡調整行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記 入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等 の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日:平成24年10月1日

構成:市職員32人(うち狩猟免許保持者8人)

活動内容:被害調査、捕獲活動、追い払い、柵の点検など

その他:民間隊員の入隊については、先進地や近隣市町の状況をみな がら隊員の活動内容や人数、予算措置などを調査研究しながら検討して いきたい。

- (注)1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認 める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状 況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が 行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、 地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

- 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止 施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育 成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に 関する人材育成の取組を含む。)について記入する。
- 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接市町と連携し、情報交換等を行う。また、姶良・伊佐地域振興局とも連携して情報交換や現地検討会などを通して被害防止対策の強化についてさらに努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の 実施に関し必要な事項について記入する。

〇被害防止計画策定経過

計画作成年度	公表年月日
平成 21 年度 (1期)	平成 22 年 4 月 1 日
平成24年度(2期)	平成 25 年 4 月 1 日
平成 27 年度 (3期)	平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年度 (4期)	平成 31 年 4 月 1 日
令和3年度(5期)	令和4年4月1日